

資料 第3回計量制度検討小委員会 議事要旨(2) 2月21日、経済産業省

(2625号②面のつづき)

◇本日配布された広報用のパンフレットはわかりやすく書かれているが、一般の方々の手には届いていないのが現状ではないか。区役所や市役所に置いてもらうなどの工夫をしていただきたい。また、インターネット上には、必ずしも正しい情報のみでなく、中には間違った情報も流れている。これについてもウォッチしていただき、教育と社会生活とつなげるような普及活動を実施していただきたい。時間はかかるが長い目できちんと情報提供を実施していただきたい。

◇計量士の更新制度について、独立行政法人が主体となる点があるが、社団法人等の民間の全国規模の組織・団体を活用することも、計量士の実態を踏まえた適切な講習等が可能となることも考えられるため、検討していただきたい。

◇計量士が行政代行業務や適正計量管理事業所の業務を行う場合、中小企業診断士のように、全国的組織の加盟を義務付けたりどうか。これにより、計量士の実情を常に把握でき、一元的な活動を推

進し活性化を図っていくことが可能となる。

◇一般計量士を2以上の専門領域に分けられないか。計量士に求められる知識としては、法令、技術基準、標準供給制度、品質管理、国際動向、行動向など多岐にわたる。専門領域毎に必要な知識を定め、より高度な業務を遂行できるように誘導してはどうか。平成4年には環境計量士が濃度関係と騒音・振動関係の2区分になる等参考となる例はある。

◇資料2の2ページの8行目「強化するべく」の後に「より多くの商品量目の立入検査を実施すること」という文言を追加していただきたい。

◇計量士の更新年数について、一般は5年、環境は3年とあるが、その理由は何か。一般計量士と環境計量士の両者の業務内容に対する責任や技術進歩に大きな差はないので、環境計量士も一般計量士と同様5年としていただきたい。

◇国家試験事務の民間への委譲について、当該業務が定型業務であるという説明があったが、社会は計量士にどの程度の技術を要求しているのか、どの程度の質を確保しなければならないのか、政策的な面もある。国の関与も一定程度必要であり、今後の検討において一つの視点としていただきたい。

◇国家試験事務の民間への委譲について、独立行政法人の活用とあるが、独立行政法人に対しては、事務の効率化、業務の簡素化などが求められる。独立行政法人に決めず、民間活用の観点から幅広く検討をしていただきたい。

◇計量士は社会の中のキーパーソンになりうると考えている。国家試験の民間開放との関係で、社会の中で計量士をどういう位置付けにしたいのか説明して欲しい。司法制度改革では法科大学院を設けるなど国家プロジェクトとして、それになることを目的として高校生から進んでいく道がある。計量士の在り方について検討している中であって、キーパーソンとしてもっと中心的な位置づけをしてもよいのではないか。

◇更新制度に伴う研修の実施については、専門性を有しているという観点から実績なども踏まえつつ、民間団体の活用をお願いしたい。

(3)議題4：計量制度検討小委員会WGの骨子について 第1WG座長の飯塚幸三委員及び事務局より資料7-1に基づき第1WGの方向性について、事務局より資料7-2-1及び資料7-2-2に基づき第2WGの方向性について並びに第3WG座長の今井秀孝委員及び事務局より資料7-1-3に基づき第3WGの方向性について説明。 委員からの主な意見等は以下のとおり。 【第1WG】 ◇今回提示があったWGの骨子について、また関係者の意見を聴取していないところもあると聞いている。今後、修正・議論の余地があるという理

資料 第3WGの報告書(案)(2) 4月14日開催、経済産業省別館1200会議室

【おとりわり】前回は3月10日開催の第8回合資資料を掲載しましたが、今回以降は第9回合資資料を掲載します。それに伴い、項目や枝番を再掲します。(編集部)

◇計量標準の開発・供給 ①現行制度の問題点 (ア)国家計量標準機関(Pricipal NMI)を頂点(中核)とした計量標準供給体制を整備する必要

◇計量標準の開発・供給 ①現行制度の問題点 (ア)国家計量標準機関(Pricipal NMI)を頂点(中核)とした計量標準供給体制を整備する必要

◇計量標準の開発・供給 ①現行制度の問題点 (ア)国家計量標準機関(Pricipal NMI)を頂点(中核)とした計量標準供給体制を整備する必要

◇計量標準の開発・供給 ①現行制度の問題点 (ア)国家計量標準機関(Pricipal NMI)を頂点(中核)とした計量標準供給体制を整備する必要

◇計量標準の開発・供給 ①現行制度の問題点 (ア)国家計量標準機関(Pricipal NMI)を頂点(中核)とした計量標準供給体制を整備する必要

YAMAYO ヤマヨ測定機株式会社

◇計量標準の開発・供給 ①現行制度の問題点 (ア)国家計量標準機関(Pricipal NMI)を頂点(中核)とした計量標準供給体制を整備する必要

◇計量標準の開発・供給 ①現行制度の問題点 (ア)国家計量標準機関(Pricipal NMI)を頂点(中核)とした計量標準供給体制を整備する必要

◇計量標準の開発・供給 ①現行制度の問題点 (ア)国家計量標準機関(Pricipal NMI)を頂点(中核)とした計量標準供給体制を整備する必要

◇計量標準の開発・供給 ①現行制度の問題点 (ア)国家計量標準機関(Pricipal NMI)を頂点(中核)とした計量標準供給体制を整備する必要

◇指定製造事業者制度を再検定品・修理品まで適用できるようにすることについて、資料中括弧内に特記されている電気計器は例示にすぎず、各種計量器に共通することである。規制緩和を進めていくことに異論はないが、この点については、慎重な議論が必要。計量法の根本的な精神を空洞化してはいけない。修理品の方が新品に比べて不具合率が高く、対象となる事業者や各種の定義、修理・検査の方法等、慎重に議論していただきたい。(次号以下につづく)

審議会情報をチェック!! 計量法改正情報BOX http://www.keiryoku-kei.sku.co.jp/houkaisei/2005/houkaisei-top.htm